

認定鳥獣捕獲等事業者になるために必要な対応の概要

1. 認定を受けるための主な条件

(1)実績

- 法人としての捕獲等の実績(過去3年以内、対象とする鳥獣・猟法で適切に実施)

(2)安全管理規程の整備

- 緊急連絡体制、猟具の点検・取扱・保管の方法、定期的な射撃練習の計画(毎年2回以上)、従事者の心身の健康状態の把握方法等を記載すること

(3)事業管理責任者の要件

- 安全管理体制の確保、捕獲従事者の研修の実施に関する責任者
- 法人の役員(代表者を含む)又は雇用する者から選任
- 狩猟免許の取得、安全管理講習・技能知識講習の修了、救急救命講習の受講

(4)捕獲従事者の要件

- 猟法ごとに原則4人以上※止めさし(装薬銃)のみの場合は2名以上
(中大型獣を対象とした装薬銃(止めさしを除く)の場合は、10名以上の事業従事者が必要)
- 狩猟免許・銃所持許可(銃による場合)の取得
- 安全管理講習・技能知識講習の修了

| | |
|--------|-------|
| 安全管理講習 | 5時間以上 |
|--------|-------|

| | |
|--------|-------|
| 技能知識講習 | 5時間以上 |
|--------|-------|

- 心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法を含む救急救命講習の受講(捕獲従事者の半数以上)
- 損害賠償保険への加入(賠償額:銃猟1億円、わな・網猟3,000万円以上)

(5)研修計画の作成

(6)夜間銃猟を実施する場合((1)~(5)に追加して必要となる要件)

- 夜間銃猟安全管理規程の整備
- 事業管理責任者→夜間銃猟安全管理講習の修了(5時間以上)
- 捕獲従事者→夜間銃猟安全管理講習の修了(5時間以上)、
夜間銃猟の安全確保の技能(※詳細は告示)

2. 認定の申請

- 主たる事業所の所在地／主たる事業実施地がある都道府県に申請

➤ 認定証の交付(認定は3年間)

3. 認定を受けた後の事業者の責務

(1)安全管理体制の維持

(2)技能・知識の維持向上(研修の実施)